

高年齢者雇用安定法違反

*** 北海道労働局 及び 札幌中央労働基準監督署 に確認済
直接関与した案件のため、信用性は保証いたします**

就業規則に定年年齢が60歳と記載されているのに、実態が55歳の場合は、法律違反となります。

理由：高年齢者雇用安定法では、定年年齢は60歳以上であることが義務付けられています。
60歳未満の定年は法律違反で無効となります。

60歳定年は、1998年に高年齢者雇用安定法が改正され、義務化されました。

また、2025年4月からは65歳までの雇用確保が義務化されました。

現在に於いてこのようなケースがもし発生しているとするなら、

それに伴う「逸失利益を争う損害賠償請求」の対象範囲は

約26年前にまで遡ることになる。

2025年4月1日の法改正による義務化で、

現在は定年を60歳から65歳へと義務化にされ、その年齢を下回る場合には
高齢者雇用安定法違反となります。

*** 逸失利益とは・・・本来なら相当の収入や利益を得るはずである利益**